

平成27年10月22日

環境省 大臣官房
廃棄物・リサイクル対策部
指定廃棄物対策担当参事官室
指定廃棄物対策チーム 御中

栃木県塩谷町長 見形 和久

塩谷町内全世帯に対してのダイレクトメールの発送について
(抗議)

平素より格別の御高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

また、日頃より塩谷町民はもとより、栃木県民に対しましても、ご心配をいただいていることに重ねて御礼申し上げます。

さて、早速でありますが、9月30日から環境省指定廃棄物対策チームが行なった塩谷町内全世帯へのダイレクトメールの郵送につきまして、抗議をさせていただきます。

ダイレクトメールの送付は、塩谷町での説明会に代わるものとして行ったという説明でありますが、貴所は本町に対して誠意ある説明や協議を行ってきたのでしょうか。

本町が説明会を拒否している最大の理由は、平成26年11月28日付で環境省に行った質問に対して、平成27年1月16日付で回答があった【別紙1】の内容があるからです。

環境省が行う詳細調査は、【別紙2】のように安全面での支障の有無を確認するとしながらも、処分場建設の諸条件をクリアするための基礎調査と位置づけていると理解できます。本町から詳細調査を行ったとしても、諸条件がクリアできなければ見直しもあり得るのかと質問をしたところ、環境省からは【別紙1】のとおり『現在の詳細調査候補地において詳細調査を行い、得られたデータについて有識者会議における評価等を行った後、最終的な候補地と

してご提示できるものと考えています。』との回答をいただきました。

この回答により、塩谷町民は詳細調査が実施されれば、有識者会議の評価等があるとしても、これまでの選定経過等の経緯から必ずや最終的な候補地として『寺島入国有地』が提示されるものと確信しました。そのため、詳細調査につながると思われる説明は一切聞かないと心を閉ざしました。

このような状況を打開するために、本町から環境省に対して何度もこの回答書の記載について取り消しもしくは訂正等ができるのかと是正を求めてまいりましたが、何の対応もしていただけませんでした。

そのような中、今回の突然のダイレクトメールの発送は塩谷町民を動搖させるものであり、いたずらに不安をあおる行為としか受け取ることができません。また、この問題の主権者たる町民の意見を求めているにもかかわらず、問い合わせをする電話番号も責任者の記載もありません。町民は本当に実在する組織からの通知なのかさえも確認できない状況です。こんな無礼なやり方が環境省の言う親切丁寧な説明なのでしょうか。極めて遺憾であります。

環境省は本町での説明会開催が困難なため、その代替措置であると説明していますが、本町からの質問書に回答した内容がこのような状況を作り出しており、その原因を取り除く努力もせず一方的に押しつけてくる環境省のやり方には納得がいきません。

私は町長として町民の意思を第一に尊重いたします。よって、私は町民が否定するものを無理強いすることはできないと思っています。町民の苦しみを排除していくのも町長の役目だと思っております。これについては私だけではなく、全国のどの市町村長もみんなそう思っていることでしょう。私は自分のふるさとを守り、慎ましくも豊かな心で暮らせるまちづくりを目指したいと考えています。そのふるさとに国の都合だけで土足で踏み入れてくるような今回の行為は断じて許すことはできません。塩谷町がなぜ説明会の受入を拒否しているのか、その真意をきちんと整理し理解した上で、町を混乱させるような行為を二度と行わないよう強く抗議をいたします。

平成27年10月22日

環境省 大臣官房
廃棄物・リサイクル対策部
指定廃棄物対策担当参事官室
指定廃棄物対策チーム 御中

栃木県塩谷町長 見形 和久

塩谷町内全世帯に対してのダイレクトメールの発送について
(抗議)

平素より格別の御高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

また、日頃より塩谷町民はもとより、栃木県民に対しましても、ご心配をいただいていることに重ねて御礼申し上げます。

さて、早速ですが、9月30日から環境省指定廃棄物対策チームが行なった塩谷町内全世帯へのダイレクトメールの郵送につきまして、抗議をさせていただきます。

ダイレクトメールの送付は、塩谷町での説明会に代わるものとして行ったという説明ですが、貴所は本町に対して誠意ある説明や協議を行ってきたのでしょうか。

本町が説明会を拒否している最大の理由は、平成26年11月28日付で環境省に行った質問に対して、平成27年1月16日付で回答があった【別紙1】の内容があるからです。

環境省が行う詳細調査は、【別紙2】のように安全面での支障の有無を確認するとしながらも、処分場建設の諸条件をクリアするための基礎調査と位置づけていると理解できます。本町から詳細調査を行ったとしても、諸条件がクリアできなければ見直しもあり得るのかと質問をしたところ、環境省からは【別紙1】のとおり『現在の詳細調査候補地において詳細調査を行い、得られたデータについて有識者会議における評価等を行った後、最終的な候補地と

してご提示できるものと考えています。』との回答をいただきました。

この回答により、塩谷町民は詳細調査が実施されれば、有識者会議の評価等があるとしても、これまでの選定経過等の経緯から必ずや最終的な候補地として『寺島入国有地』が提示されるものと確信しました。そのため、詳細調査につながると思われる説明は一切聞かないと心を閉ざしました。

このような状況を開拓するために、本町から環境省に対して何度もこの回答書の記載について取り消しもしくは訂正等ができるのかと是正を求めてまいりましたが、何の対応もしていただけませんでした。

そのような中、今回の突然のダイレクトメールの発送は塩谷町民を動搖させるものであり、いたずらに不安をあおる行為としか受け取ることができません。また、この問題の主権者たる町民の意見を求めているにもかかわらず、問い合わせをする電話番号も責任者の記載もありません。町民は本当に実在する組織からの通知なのかさえも確認できない状況です。こんな無礼なやり方が環境省の言う親切丁寧な説明なのでしょうか。極めて遺憾であります。

環境省は本町での説明会開催が困難なため、その代替措置であると説明していますが、本町からの質問書に回答した内容がこのような状況を作り出しており、その原因を取り除く努力もせず一方的に押しつけてくる環境省のやり方には納得がいきません。

私は町長として町民の意思を第一に尊重いたします。よって、私は町民が否定するものを無理強いすることはできないと思っています。町民の苦しみを排除していくのも町長の役目だと思っております。これについては私だけではなく、全国のどの市町村長もみんなそう思っていることでしょう。私は自分のふるさとを守り、慎ましくも豊かな心で暮らせるまちづくりを目指したいと考えています。そのふるさとに国の都合だけで土足で踏み入れてくるような今回の行為は断じて許すことはできません。塩谷町がなぜ説明会の受入を拒否しているのか、その真意をきちんと整理し理解した上で、町を混乱させるような行為を二度と行わないよう強く抗議をいたします。

【別紙1】

6. 環境省からの説明等では、「詳細調査」の結果により判断という答弁が見受けられます。寺島入国有地を詳細調査した後に、諸条件が合致せず候補地として不適地であるという判断もあり得るのでしょうか。ご見解をお伺いします。

(回答)

栃木県における指定廃棄物の処理施設の詳細調査を行う候補地は、第4回市町村長会議（平成25年12月24日）において確定した選定手法に基づき、自然災害を考慮して避けるべき地域や自然環境を特に保護すべき地域などをあらかじめ除外するなどした地域です。今後は、確定した選定手法に基づき選定作業を行った結果として選定された詳細調査候補地において詳細調査を行い、得られたデータについて有識者会議における安全性についての評価等を行う予定ですが、このように、詳細調査は市町村長会議において確定した選定手法におけるプロセスの一環として、必要な対策を検討し、安全面での支障がないこと、あるいは事業実施の観点から施工が可能なことを確認するために行うものです。

したがって、基本的には、現在の詳細調査候補地において詳細調査を行い、得られたデータについて有識者会議における評価等を行った後、最終的な候補地としてご提示できるものと考えています。

6. 詳細調査

詳細調査の目的・対象

- 詳細調査の候補地の選定は、既存の知見で地図情報として全国的に整備され、一律に評価できるものを使用するとの考え方のもとで定められた選定手法に基づき実施。
- このため、候補地の地盤の状況等については実際に候補地で詳細な調査を行っているものではなく、ボーリング調査等による科学的・技術的観点からの情報把握が必要。
- 詳細調査では、候補地ににおける必要な対策を検討し、安全面での支障がないこと、事業実施の観点から施工が可能などを確認する予定。
- 詳細調査の対象は、総合評価の結果として選定された1カ所の候補地。

詳細調査における主な確認事項及び調査項目(1)

■ 安全面での支障の有無

(1) 自然災害に対する安全性

- 地すべり、斜面崩壊、土石流、浸水、陥没、火山噴火、雪崩、活断層の活動による被害のおそれがないことを確認
⇒文獻調査、地表地質踏査、ボーリング調査、弾性波探査、地下水位観測、空中写真判読

(2) 地盤の安定性

- 施設を支える良好な地盤が存在していることを確認
⇒地表地質踏査、ボーリング調査、弾性波探査、地下水位観測

(3) 放射能濃度

- 周辺公衆への追加被ばく線量は管理目標値を満足するのか確認
⇒放射線濃度・空間線量率(ノバックグラウンド値)の測定

詳細調査における主な確認事項及び調査項目(2)

■事業実施の観点

(1) 施設の配置

- 候補地内で施設の配置が可能であることを確認
⇒実際に配置する場所の確認、土地の権利調査
- シミュレーションに基づき、必要な強度を有する構造物の施工が可能であることを確認
⇒ボーリング調査、弾性波探査、地下水位観測、構造計算、地震応答解析
- 施設までの道路の確保
●建設時や施設稼働時に、施設への行き来が可能であることを確認
⇒既存道路の確認、土地の権利調査、交通量調査

詳細調査における主な確認事項及び調査項目(3)

■事業実施の観点(つき)

(4) 水、電力、通信回線の確保

- 処分場の稼働に必要な水、電力、通信回線が確保できることを確認

⇒表流水量測定、井戸試掘、電力会社・通信会社への確認

(5) その他

- 施設の建設時や稼働時に風雪により安全性に問題が生じないことを確認

⇒文献調査(気象庁アメダスデータ等)、風向風速観測